Ⅳ. その他

- 1. 適合審査料金(図面審査+現場審査料金)
 - (1) 基本料金(税込金額 単位:円)

			一般	審査の省略できる場合
一戸建て住宅	省エネ性	断熱等性能	50,000	35, 000
		一次エネ	55, 000	35, 000
	耐震性		55,000	35, 000
	バリアフリー性		35,000	15, 000
共同住宅等	省エネ性	断熱等性能	50,000	35, 000
		一次エネ	80,000	50, 000
	耐震性		別途見積	50,000×申請住戸数
	バリアフリー性		50,000	35, 000

- ※上記の料金表は、住宅の新築又は新築住宅の取得及び既存住宅の取得の場合の料金とします。
- ※「審査の省略ができる場合」とは、設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、低炭素建築物技術的審査適合証、フラット35S適合証明書、現金取得者向け新築対象住宅証明書、建設住宅性能評価書、BELS評価書等で、該当する基準への適合が確認できるものを活用する場合、又は建築確認等と併願申請がある場合。

(2) その他の料金

①旅費等の加算

現場審査の実施区域が薩摩川内市甑島地区・三島村・十島村・熊毛地区・大島地 区であるときは、適合審査料金に次の各号に掲げる実費相当額を加算する。 ただし、加算は現場審査1回当たりとし、同時検査の場合は、重複加算しないも のとします。

- a. 船舶、飛行機料金及びバス、レンタカー料金など現場までの交通費
- b. 宿泊を要する場合は、宿泊費として一泊当たり 10,800 円 (税込金額)
- ②変更計画に係る審査料金は、上記料金表の2分の1の額とします。
- ③次のいずれかの内容の変更を申請する場合の技術的審査料金は無料とする。
 - a. 申請者等の氏名、住所等の記載の変更
 - b. 建築物の所在地等の記載の変更
 - c. 評価への適合性が容易に判断できる変更の場合
- ④図面審査及び現場審査を合理的に実施できると住宅センターが判断したときは、 一律10,000円とします。
- ⑤併用住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅)の料金

は、一戸建ての住宅の料金を適用します。

⑥現場審査において、再審査を行う場合の料金は、一回につき 15,000 円 (税込金額) を別途請求できるものとします。

(3) 再発行料金

住宅性能証明書を再発行する場合の再発行料金は、一通につき 1,000 円(税込金額)とします。

2. 秘密保持について

住宅センターの役員及びその職員(審査員を含む。)並びにこれらの者であった者は、 この適合審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用し ません。

3. 帳簿の作成・保存について

住宅センターは、次の(1)から(9)までに掲げる事項を記載した証明書の発行業務管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、証明書の発行業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存します。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 証明書の発行業務の対象となる建築物の名称
- (3) 証明書の発行業務の対象となる住宅の家屋番号及び所在地
- (4) 証明書の発行業務の対象となる住宅の建て方
- (5) 証明書の発行業務の対象となる住宅に適用した住宅性能
- (6) 適合審査の申請を受けた年月日
- (7) 適合審査を行った審査員の氏名
- (8) 適合審査料金の金額
- (9) 証明書の発行を行った年月日 又は不適合通知書の発行を行った年月日

ただし、上記に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに 記録され、必要に応じ住宅センターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に 紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって「帳簿」に代える ことができる。

4. 書類等の保存

帳簿は適合審査業務の全部を終了した日の属する年度、適合審査用提出図書および証明書の写しは証明書の発行を行った日の属する年度から5事業年度保管します。